

令和8年2月
水産振興課

パブコメ(意見募集)に寄せられた意見について

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針(案)について、下記実施概要のとおり意見募集を行った。

記

1 公表方法 鹿児島海区管内の漁協等には別途通知

- (1)ホームページ掲載
- (2)県政情報センター閲覧
- (3)水産振興課閲覧

2 募集期間

令和7年12月8日月曜日から令和8年1月7日水曜日まで

3 意見の提出方法

氏名、住所、連絡先などを明記した文書(郵送、電子メール、電子申請システム)による

4 意見の取扱い

提出された意見は鹿児島海区漁業調整委員会へ報告するとともに、内容を整理のうえ、対応方針へ反映を行う

なお、パブリック・コメント実施後、提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方についてホームページ上で一定期間公表する

5 提出された意見

4者から15件(漁業)の意見があった(別紙のとおり)

(別紙)

1 中型まき網漁業～過去設置分の大型魚礁の操業禁止区域の見直し～

(パブコメ意見：2者)

- ・吾智網漁業や一本釣り漁業への影響が懸念されるため、現状維持。
- ・現在でもトラブルもあり、他漁業の利用も多く周辺漁協・漁業者への影響等の確認と説明が必要。

意見に対する県の考え方

- ・魚礁の耐用年数を超えており、公共事業としての目的は概ね達成されたことから、一部の漁業種類の利用を制限する理由がありません。
- ・懸念される影響については、具体的にどのようなトラブルなのか記載がないため、回答ができませんが、操業上の支障がある場合は個別に対応をすることとします。
- ・また、中型まき網漁業者に対しても、当該魚礁の利用に際しては、他漁業者への配慮を求ることとします。

2 小型まき網漁業～2まきから1そうまきへの変更～

(パブコメ意見)

- ・意見なし

3 小型機船底びき網漁業(力コ餌)～操業区域の拡大～

(パブコメ意見)

- ・意見なし

4 小型機船底びき網漁業(力コ自貝) ~資源管理~

(パブコメ意見：2者)

- ・業者間による調整は非常に困難なため、県に調整をお願いしたい。
- ・資源管理のための禁漁期間設定を守られるが、協議会の設置等は難しい。県から指導・調整して欲しい。

意見に対する県の考え方

- ・資源管理の取組みについては、行政が一方的に制限を課すという性格のものではなく、まずは関係する漁業者間で話し合いを行い、現場の実態に即した形で、禁漁期間などを自主的に取り決めていくことが基本であると考えています。
- ・漁業法においても漁業者間の自主的な資源管理措置である資源管理協定という枠組みがあるため、当該制度の活用を支援してまいります。

5 ごち網漁業(八代海域) ~ひき綱延長、目合い、夜明け前操業など~

(パブコメ意見)

- ・意見なし

6 ごち網漁業(北薩海域) ~禁止期間、区域拡大、ロープ長~

(パブコメ意見：2者)

- ・操業回数を減らし効率的な漁獲ができるよう、ひき綱を片側1,000mにしてほしい。
- ・1度の網入れによる漁獲量の減少は顕著となっており、最新機器類（魚探、レーダー等）を駆使している一方、1日の網入れ回数に関わらず、漁獲に繋がっていないのが現状。片方1,000m以内にすることによって、広範囲への網入れが可能となり1日の網入れ回数の減少による作業効率の向上及び労力の軽減、生産性の改善が図られることが期待される。

意見に対する県の考え方

- ・提出された意見を踏まえ、試験操業において妥当な長さを調査したうえで改めて検討してまいります。

7 ごち網漁業(西薩海域) ~禁止区域解除, 区域の拡大~

(パブコメ意見 : 2者)

- ・特に冬場の操業時間が短い為、日の出30分前操業開始として欲しい。
- ・区域の拡大により、水深の深い場所へ対応が必要なためロープの長さの延長600mから1,000mにして欲しい。
- ・試験操業により操業区域の拡大し水深が深くなる中、ひき縄の長さを現行の600メートル以内とした場合、操業に支障が出る恐れがある。
- ・試験操業においては、ひき縄の長さを1,000m以内に変更した上で、操業区域内における適正なロープ長を確認するとともに、各漁業者の操業スタイルとの整合性の確認や、効率的な操業体制の構築について検討する必要がある。

意見に対する県の考え方

- ・提出された意見を踏まえ、試験操業において妥当な長さを調査したうえで改めて検討してまいります。

8 機船船びき網漁業 ~区域拡大, 馬力制限の見直し~

(パブコメ意見 : 1者)

- ・操業区域拡大(川内川より北の距岸10,000m)について、試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認させていただきたい。

意見に対する県の考え方

- ・提出された意見を踏まえ、試験操業において操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認してまいります。

9 敷網漁業(棒受網漁業, すくい網漁業) ~区域拡大, 総トン数撤廃~

(パブコメ意見 : 2者)

- ・広範囲すぎて他の漁業に及ぼす影響が大きいと思われる。キビナゴ流し網漁業への影響が懸念されるため、今回は試験操業を行わず検討を継続すべき。
- ・野間岬から羽島崎を結んだ線より内側は禁止。

意見に対する県の考え方

- ・懸念される影響については、試験操業により確認してまいります。また、試験操業の実施期間を1年以内としていることから、具体的な影響が確認された際は、適宜対応が可能です。

10 刺し網漁業(かじき流し網漁業) ~操業区域の標記見直し~

(パブコメ意見)

- ・意見なし

11 刺し網漁業(まだい・いさき流し網漁業) ~許可の取得~

(パブコメ意見：2者)

- ・水中灯での集魚で高い効率漁法であり、一晩中の操業では、当漁協の主幹漁業である定置網漁業に影響が懸念されるため、操業時間を日没から午前0時までにしてほしい。
- ・イサキ、タイの一本釣りや定置網漁業の漁期に当たる、6月、7月、8月を禁漁期に設定してほしい。
- ・沿岸漁協での魚価の安定の為、さわら流し網漁業も12時迄の操業であることから、操業時間を「日没から12時まで」とし、6月、7月、8月の禁漁期間を設定して欲しい。

意見に対する県の考え方

- ・懸念される影響については、試験操業により確認します。また、試験操業の実施期間を1年以内としていることから、具体的な影響が確認された際は、適宜対応が可能です。なお、試験操業は共同漁業権内で実施され、免許された漁協内の調整が前提となります。

12 刺し網漁業(さわら流し網漁業) ~禁漁期間の見直し~

(パブコメ意見)

- ・意見なし